

政策
I

急激な市民生活の変化に対する支援

特別定額給付金（国事業）への対応

（予算額：2,388,000千円）

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、4月27日時点で飛騨市の住民基本台帳に登録されている方を対象に、**1人一律10万円を給付**します。受付開始は**特にお急ぎの方及びオンラインで申請される方は5月1日**から、**郵送申請は5月11日発送予定**の申請書をお受け取りになられてからとなります。申請を受付後、**5月15日頃から順次給付を開始**します。

● 制度の概要

給付対象者	基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に登録されている者
給付額	給付対象者1人につき10万円
受給権者	住民基本台帳に登録されている者の属する世帯の世帯主
申請期間	申請書の受付開始日から3か月間

● 実施方法

1. 申請の方法

（1）市役所からお送りする申請書を使用される方

- ・ 給付に必要な申請書を郵送します。（**5月11日発送見込み**）
- ・ お送りした申請書に必要事項を記載の上、本人確認や口座確認に必要な書類を添付して、同封の返信用封筒にて市役所までご返送ください。

（2）マイナンバーを活用したオンライン申請を行われる方

- ・ マイナポータルの「ぴったりサービス」にアクセスし、申請を行ってください。（**5月1日受付開始**）
- ・ 上記の申請は「マイナンバーカード」を所持されている方に限ります。

（3）市役所ホームページからダウンロードした申請書を使用される方

- ・ 特に給付を急がれる方は、5/1～5/10の間に市ホームページから申請書をダウンロードしてください。
- ・ 必要事項を記載した申請書に、本人確認や口座確認に必要な書類を添付して、市役所まで郵送してください。この場合、封筒及び郵便料は申請者にてご負担ください。

2. 給付の方法

- ・ お送りいただいた申請内容を確認のうえ、**5月中旬から申請者が指定された口座への振り込みにより給付**します。
- ・ 記載された申請内容に誤りがあったり、本人確認用の資料や口座確認用の資料が添付されていない場合、給付が遅れる可能性がありますのでご注意ください。

3. その他注意事項

- ・ 申請書は、市役所市民保健課、各振興事務所の窓口でも申請書をお受け取りいたしますが、コロナウイルス感染拡大の防止を図るため、できるだけ郵送またはオンラインでの申請をお願いします。
- ・ 詳細については、市ホームページまたは、お送りする申請書に同封の説明書をご覧ください。

【問合せ先】 飛騨市役所 特別定額給付金室 0577-62-8020